

## 「禅宗」における

## 仏骨奉迎の記事について（下）

川口 高風

「禅宗」は、明治二十七年十一月二十五日に京都府宇治郡宇治村大字五ヶ荘第六十一番戸の禅定窟より第一号が発行されたもので、編輯人は黄檗宗の進藤端堂が主筆として担当しており、その後、上村観光（上村閑堂）に代わっている。

第一号によれば、発刊の辞を始め祝詞や論説、講演、詞林、寄書などを所収している。以後、大内青巒や井上円了ら各宗の碩徳や諸師の高論、卓説を寄せて本誌に光彩を添え、禅学悟道の唯一の機関誌にすることを約束している。

第二号の告白によれば荻野独園、釈宗演も執筆を承諾しているといひ、本誌が禅学の好指針となり、世人に歓迎されるものであると述べている。また、雑録によれば、「禅宗」第一号に対する各新聞や雑誌の批評を掲載しており、各宗の碩徳の協賛もあつたことをいう。なお、第五号からは京都市下京区建仁寺町通四條下

「禅宗」における仏骨奉迎の記事について（下）

ル四丁目二十六番戸の建仁寺内に禅定窟を移し、その後は京都市上京区木屋町二條西の貝葉書院から発行した。

「禅宗」には明治三十三年四月十五日発行の第六十一号に「仏骨の奉迎に就て」が出て以来、翌三十四年三月十五日には「覚王殿の建築に就て」、同三十五年には覚王殿建設地の問題で名古屋に確定したこと、翌三十六年には覚王殿の敷地や負債問題について、大菩提会の革新計画、日暹寺の創立について、翌三十七年には妙心寺派本山の不始末事件について、翌三十八年には仏教各宗派の無責任さを述べており、妙心寺事件の判決やその後の様子も述べている。同四十一年には日暹寺住職の決定や大正二、三年には仏骨奉安塔の建設などが報告されている。なお、本資料による詳細な考察は別稿で発表する予定である。

## 凡例

- 一、本稿は（下）として、明治三十五年十月十五日発行の第九十号より大正三年二月十五日発行の第二二七号までの「禅宗」に掲載されている仏骨奉迎関係の記事を採録した。
- 一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。また、明らかな誤植は訂正した。

## ●暹羅公使と菩提会（明治35年10月15日 第九十一号）

新任日本駐在暹羅公使ラージャー氏は、去る廿三日付を以て日本仏教諸管長に宛て下記の書面を覚王殿土地選定委員会へ送り来れり。「拝啓、茲に謹でフラジナラジの名を以て知られたる釈尊聖像の臘製縮小の模型を日本仏教団体に呈上仕候。此御像は暹羅國に於ては最も神聖なる物に御座候。幸に此些少なる贈物を受納せられ、之を一昨年我暹羅國王陛下より諸氏へ御下贈相成たる釈尊御遺形と共に、近々諸氏の御建立相成るやに承り候殿堂内に御安置被下候はゞ拙者満足不過之候」

## ●政務局長と覚王殿

外務省政務局長より去月十六日付を以て各宗派管長委員会に早く奉安地の決定を促せし由なるが、其書面の写は左の如し。

拝啓陳ば、来る十二月暹羅皇太子御来朝可被遊候に就ては、先年同國王陛下より御贈与に相成候釈尊御遺形は、速かに各宗管長各座下に於て適當の地所御選定の上御奉安相成、同陛下に對し満足を与へられ候様希望致候。此段得貴意候。敬具

## 大覚王殿建設地の確定（明治35年10月15日 第九十一号）

本月二日より洛東建仁寺大方丈に開会の各宗派委員会は、紛擾に紛擾を重ねたる結果、遂に本月十二日午後に至り、其会議の大目的たる建設地の確定を見るに至れり。此日午前中は菩提会々々則改正案に對し會議の後、午後の会合（京都）は出席者四十七名、日置師議長席に土宜師番外席に就き議事日程第一比較調査報告、

第二安置所選定の件に對し番外は第一即ち京都、名古屋両地に係る比較調査の様子は、既に前会に於て報告したるを以て改めて報告を為す要なしと述べ、日蓮宗津田日厚師は議事変更ありたしとの緊急動議を出したり。

其理由は、今日の議会の有様は甚だ穩當ならず。斯の如く不円満の俛にて覚王殿建設地を決するは、娑婆世界に對して仏教家たるもの、恥づべき事なり、仮令此假議事を進行し結了する事あるも各宗派間円満なる結果を見る事能はず、因て選定後建設に關する一切の権限は、無条件の下に二三大宗派に委任する建議あらん事を要す云々。

右に對し二三の反対ありしが、議長可否を諮りしに少数にて津田師の動議否決となり同師退場す、引続き興正寺派管長代理三原俊栄、仏光寺派同奥博愛、誠照寺派同稲田晃盛、三門徒派同林得応の諸師及び日蓮宗、興正寺、仏光寺の各宗派委員等九名も共に退席し議事進行上種々論議ありしも議長採決を告げ京都説、名古屋説孰れかに無記名投票を以て決せんとして投票せしめ（此時出席三十八名）其結果

名古屋説 三十七票

京都説 一票

にして遂に名古屋説に決し是にて休憩、午後三時再開（出席三十七名）長師議長席に、土宜師番外席に着し、番外は緊急動議ありとて左の案を提出せり。

一覚王殿建設地決定に就ては各宗派より九名の委員を挙げ、左

の一項を実行せしむ

一前項委員は比較調査委員を以て組織す

一委員中欠席ある時は欠席員の俣とす

一名古屋期成同盟会に交渉する事▲一大菩提会に交渉する事▲

一欠席宗派に交渉する事、一各宗派会の費用を徴収する事▲一

其他奉安に関する諸般の事務を署理する事▲九名の委員に於て

暹羅国王陛下我外務内務の両省、我国駐在の新旧暹羅公使大

隈、板垣の両伯、三浦子に各宗派会決議の次第を議長の名を以

て通知する事▲一稲垣公使には別に電報を発する事

と云ふにあり。何れも同意し弘津師は、正副議長は我宗派会議員

一同を代表し、是より妙法院安置の仏骨に決議の次第を報告し焼

香参拝せんとの旨を述べ番外同意し、尚其大菩提会長にも決議の

次第を通知せられたしと曰ひ、満場の同意を得たり、議長乃ち閉

会を告ぐるに際して挨拶し、散会の後正副議長及び議員は議場の

南縁側に集り焼香遙拝せり。

右の結議に対し、京都説を最初より主張せる臨濟宗各本山管長代

理者及委員は午前、更に久昌院に集会の結果議場に出席せず、左

の如き書面を議長宛にて提出したり。

欠 席 届

一京都臨濟宗各宗派及黄檗宗に釈迦御遺形奉安地は京都に決定

し覚王殿建築あらん事を希望するものなり。然るに當各宗派会

開会の始より京都名古屋両地に就き奉安地決定設定せられん事

を競望し、議場の内外を問はず醜聞怪説百端輩出し、苟も絹衣

「禪宗」における仏骨奉迎の記事について(下)

方袍の者として聞くに堪ざらしむるもの多し。今や議事日程は奉安地決定の件に進みたり議場に列伍して其何れかに決せらるゝ可否に数々関与するを潔しとせず。依て平生の定見を発表し議場に欠席す。

明治三十五年十月十二日

南禅寺管長代理大沢協州▲東福寺同後藤北溟▲大徳寺同少堀宗

長▲建仁寺同後藤文宸▲天龍寺同北條周篤▲黄檗宗同真神浄達

▲妙心寺同前田誠節▲相国寺同大江宗秀

委員相国寺上島恵林▲同建仁寺瑞岳惟陶▲同天龍寺浅井厚道▲

同黄檗宗後藤東容▲同大徳寺木田棠林▲同東福寺片岡義文▲同

妙心寺本宮恵濟▲同山青山宗光▲同永井智嶺

各宗派会議議長長宥匡殿

臨濟宗各議員一同よりの欠席届は議長の手許に留め置き、午後却

下したり。

○**仏骨に関する暹羅王室の意向**(明治35年11月15日 第九十二号)

御遺形問題に付、紛擾を極めたる當時暹羅国に渡航したる法学士

吉田佐吉氏の語る所によれば、仏骨問題の消息は一々本邦新聞の

翻訳を以て同国の上下に伝はり、同皇室にても余程憂慮せられた

る由、万一紛擾已まざるに於ては致方なし、之を京都と名古屋と

に分置するより外なかるべし。現に分骨は緬甸、錫蘭其例あり。

同皇室に於ても覚王殿の建築用材をも各地に分与しても差支なき

意向あるやに聞けりとなり。

○暹羅国皇太子の御来朝期〔明治35年11月15日 第九十二号〕

予て本邦御来遊の噂ありたる暹羅国皇太子ヴァジラヴド殿下には、已に去る三日英京倫敦を御発程、目下北米御漫遊中の由なるが、愈々来る十二月十日頃横浜着港の便船にて御来朝相成る可き筈にて、殿下御入京の上は我が帝室の御待遇を受けさせらる可しと云ふ。

○各宗派の末寺数〔明治35年11月15日 第九十二号〕

去月開会したる各宗派委員会にては御遺形奉安地に関し名古屋、京都の二派に分れたるが、今両派の実力を挙げれば左の如し。

宗	派	末寺概数	宗	派	末寺概数
天	台	三千ヶ寺	天	台	真盛派
真	言	五千五百	曹	洞	宗
浄	土	宗	西	山	派
真	宗	本部派	融	通	念
融	通	念	法	相	宗
華	嚴	宗	真	言	律
臨	濟	宗	臨	濟	宗
合	計	十四	三	万	六
京	都	派	末	寺	概数
日	蓮	宗	臨	濟	宗
			妙	心	寺
			派		

臨	濟	宗	天	龍	寺	派	二	百	五	十	同	相	国	寺	派	四	十
同	大	德	寺	派	三	百	五	十	同	建	仁	寺	派	七	十		
同	南	禪	寺	派	五	百	同	東	福	寺	派	三	百	五	十		
真	宗	仏	光	寺	派	四	百	真	宗	興	正	寺	派	二	百	三	十
同	三	門	徒	派	五	十	同	誠	照	寺	派	二	十	五			
同	山	元	派	二	十	黄	檠	宗	五	百	五	十					
合	計	十	四	一	万	四	百	三	十	五	ヶ	寺					

宗	派	末寺概数	宗	派	末寺概数
天	台	寺	門	派	六
真	宗	高	田	派	六
臨	濟	宗	永	源	寺
合	計	一	万	千	四

○大菩提会の会監会〔明治35年11月15日 第九十二号〕

覚王殿に就ては近日来京都、名古屋の両派に再度の交渉を重ねたる結果、本月五日妙法院に於て会監会を開き、午後一時開会、前田副会長座長席に着き正副議長の選挙をなせし結果、興正寺派管長華園沢称師議長に、真言管長代理土宜法龍師、副議長に當選承諾し、休憩の上三時開会、副議長土宜師、議長席に三原、青山の二師番外席に就き、議長は議事規則に着き議せんと述べざるや異議なしとの声あり。弘津氏は第四条の議員定数を定むる必要ありとは、過日の各宗派会の結果議論ありたればとて番外に問ひ、番外

前田師は大菩提会出席議員に就ては従来の慣例もあれど、今回開会するに至りたるは会監会、各宗派会は同盟二十九宗派を以て成立せるものにして、即ち議員数五十一名とす。故に本日の出席三十二名は無論過半数に達し開会するも差支なしと説明し、議長は本日欠席届を出したる宗派は三門徒、永源寺、高田、天龍寺の四派及び法相宗と都合五宗派なりと告げ、又村田、前田両会長より辞表提出ありし旨を報告して本議に移り、第一号議案本年十月各宗派会に於て決定したる大菩提会の改正会則を承認する件を可決し、第二号議案正副会長の辞任を認容し、更に改選の上三日内に新旧事務引継をなす事、第三号議案積尊遺形奉遷は十一月十五日名古屋市中に奉遷する件、第四号議案積尊遺形奉遷に関する諸事務を大菩提会の新役員に於て之を担任する件、第五号議案大菩提会本部諸般の事務を整頓し御遺形奉遷と共に名古屋市中に移転する件、第六号議案各宗派に於て門末一般に本年十一月十五日を以て大菩提会に事業を翼賛すべき旨を論達する件、第七号議案御遺形奉送迎の各宗派管長以下各宗派當路者挙つて従事する事皆確定議となり、更に正副会長の選挙を行ふ筈にて会長には大谷光演、副会長には日置黙仙の二師候補者たりと。右に就き本月十四日迄に同地の服部小十郎外二氏の責任たる十三万六千余円の会債は悉く現金支払の筈なりと。又改正会則に抛り部長は曹洞、日蓮、真言、天台宗及び大谷派、妙心寺派より各一名選出する事となり、評議員九名は右六宗派より各一名の外、融通念仏、浄土（西山派）真言、律、法相、華嚴、時宗の各宗派より一名、臨濟（妙心寺を除

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について（下）

く）及黄檗宗より一名、真宗（大谷派を除く）より一名を選出し、理事は以上部長及び評議員の選出なき他の宗派より三名、俗人より三名を出す都合なり。尤も名古屋市中に於て大谷派別院内へ仮に安置し、大菩提会本部をも同別院内に設くる都合なり。仏骨送迎の日取は本月十五日と定めあれど、都合に由りては二三日延期するやも知れず。

#### ○仏教徒渡暹の建議〔明治35年11月15日 第九十二号〕

本月五日、妙法院に於て開会の会監会へ、村田寂順師より左の建議を呈出せり。而も文中に学識に富める英語を能くする者二三を選抜渡暹せしめ、新たに大乘仏教の種因を植芸し云々の如き、恰も我国の熱心なる真宗信者に向て法華宗に転ぜよと勧むると扱ふなし。是れ言ふて行はれざるの事、暹羅の仏教は小乗教なりと雖も、其僧侶の行操信徒の深信は日本の比にあらず。豈に何ぞ我国の如き不行操不信心の墮落房主の能く感化し得る所ならんや。其寂順老の建議案は左の如し。

#### 建 議

明治三十三年六月世界唯一独立仏教国  
大暹羅王陛下至仁博愛の 聖旨に依り、億載難遭なる釈迦大覚王尊の御遺形を、我邦仏教徒一般に頒貽し給ひて、南北仏教の一致を図り、二十世紀文化上に一大光明を發揮すべき有形無形に広大円満の仁恵を蒙れり。斯る宏洪なる風波に浴したる大日本国四千万の縑素は、何等の事を以て海嶽の優恩に報い奉る可

きかを慮り、陽夜に安んずる能はざる所なり。右に付ては御遣形奉迎の後、再び各宗派を代表して使節を派遣し、暹王陛下并に 皇后陛下の恩夙に対し、土物を貢し謝敬を陳べ奉る可きをも之を延緩し、幸に仏教図書館御建設に付、稲垣公使の奨励に由り、各宗派所依の経論書籍を貢獻せし宗派の多に至りしも、之を以て未だ報効の誼に當つるに足らざるは、慙愧の至に堪へざるなり。熟ら惟るに、暹羅国は王公貴族を始め信教の純厚なる、必ず先づ授戒伝道するの後に始て王位又は大臣の位に就かせらるゝの制規にして、崇道信教に至誠なるは、印度支那日本現今宗教界の比に非ざるは霄壤も啻ならずと雖も、憾らくは所弘の教典純ら小乗教にして未だ大乘教の芽苗無きは抱慚に堪へざる所なり。是則同一仏教者として之を膜外にし顧みざるに忍びざるや。尚し今や恩充ち報屈するに當り、我国各宗派中より学識に富める英語を能くする者二三名を選抜渡暹せしめ、新たに大乘仏教の種因を植芸し、仏出世の本懐を三千載の今に暹羅国に扶宣し、一乗の法雨を以て普く三草二木に潤沢せしむるを得ば、事簡にして功績の理外に多からんことは識者の議を待ざるべし。幸に不日暹羅国

皇太子殿下我国観光の為に來啓せらるゝを聞く。冀くは各宗派を代表し、謁を乞て丹衷を上稟し親しく令旨を奉げ、従前遅延に属せる。大日本国仏教者全体の感恩謝敬を表彰するの端緒を發かれんことを切望して歇ず。虔で各宗派管長獅座下に浼告大議の明載を乞ふ。

### 纂録（部分のみ掲載）〔明治35年12月15日 第九十三号〕

御遣形安置問題の話が続いて出たから、何故に臨濟宗は京都説を執つたのか其意見を承りたいと云ふたら、イヤ実はあの悶着の際には、私は九州へ行って居らなかつたが、九州へ行く前に名古屋からも京都からも大分運動者が来たがどちらにも似たり寄つたりだつたよ。面白かつたのは、京都の或る有力家が図面など迄携て来てこれ／＼の地所を寄付するから、ドウゾ京都に賛成して呉れと言ふから、それはよすがよい勿体ない其れ丈の地所を只寄付するなんぞ入らんことじやとしたら、イヤ仏様が有難いから献納したいのやと云ふに仏様は地所を献納したとて、決して御利益も福德も被れぬからよせと云ふた。すると其男もたまらんものだから、実は此の地所を献納する代りに周囲の地所を高くしてもらふ積りですと云ふから、其様な馬鹿なことをせずと置けと云ふて聞かしてやつたと云ふ話で、又亦大笑い催したことであつたが、サスガわ黙雷禪師実に洒々落々たる所かあつて実に慕はしい。

### ● 釈尊御遺形の御遷座（明治35年12月15日 第九十三号）

久しく紛紜の種なりし仏骨は、愈去月十五日を以て名古屋表に奉送することとなり、同日午前六時卅分と云ふに、妙法院仮安置所を出て同七時廿分停車場に着せり。打見れば金欄の覆ある唐櫃を白丁着たる信者四名代る之を担ぎ、大菩提会の新旧役員随へり。通路の拝観者もいと多し、頓て八時を過るや樂人奏樂の裡に設けの別仕立汽車に唐櫃を安じ、村田前会長、日置新任会長以下

之を護し、其他僧侶二百余名も同列車に分乗し、多くの信者に見送られて一声の汽笛と共に東進せり。偶京都に淹留せる羅馬法王の侍従マデーイス男爵夫人、同国宮内書記官クエース氏等珍しげに此様を見てありしが、流石に崇拜の状を失はざりしとぞ。午後一時三十分予定の如く名古屋停車場に着するや、予て設けたる構内の仮小屋に休憩し順路万松寺の仮殿に入りぬ。是より先き暹羅公使及び大谷新法主は停車場に出迎へ、公使は前に、新法主は後に従ひ幾多の僧侶行列に加はり非常の混雑を極めたり。近郷より来れる善男善女は、立錫の地なきまで沿道に拝伏し涙に咽べるを見たり。

#### 暹羅国皇太子の仏骨参拝 (明治36年1月18日 第九十四号)

暹羅皇太子殿下には、東京地方の巡覽を了りて名古屋に向はれたるが、旧臘三十一日午前県庁別仕立の馬車にて暹羅国公使並に接件員等を随へ、同国分配の仏骨を仮安置せる裏門前町万松寺に入らせられ、市長、有志者、大菩提会等よりの献納品を御覽あり。それより御昇殿世尊経の誦誦に次で、村田寂順師の呪願文朗誦あり。終て殿下には日置黙仙師御案内にて御焼香あり日置師祝文を朗誦しそれより殿下には紀念として松樹一株を御手植あり、日置師の発声にて殿下の方歳を三唱して式を了りたるが、殿下には頗る御満足の御様子に見受けられたりと。又本月二日御入京、翌三日午前旅館京都ホテルを御出門妙法院へ成らせられ、村田妙法院門跡を始め各宗管長門跡等奉迎し、夫より同院御便殿に充てたる

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について (下)

御座に於て御休憩あらせられ、同十一時村田門跡の先導にて靈殿内陣に入御、(同殿には、曾て暹羅国帝王より仏骨と共に給はりし金像積尊の摸形を安置せり) 仏殿南面に設けたる御座に着かせらる、や震殿前の土上には空也堂の僧侶十余名念仏踊りを為し、村田門跡は上表文を朗誦す。(此時参列者一同立礼) 畢りて吉田佐吉氏は、上表文を英訳して朗誦し殿下には左の御答辭遊ばされたり。

今日は懇請に由て、此の盛なる式に臨み日本仏教各宗高德に面會し、殊に前の大菩提会長より我国が仏骨を寄贈したることを謝し、貴重なる仏像を贈られたることは深く感謝する所なり。帰国の上父王陛下へ委く言ひたれば、いかばかり満悦せらるべしと存ずるなり。冀くは同一宗教なる日暹両国の親交を厚くし、別して宗教者は互に来往して教を弘められんことを云々。次いで仏前に進み、御焼香御跪拝あらせられ、便殿に御復座あり。次に便殿に於て各宗管長門跡并に重なる役員等には拝謁を仰付けられ、尚ほ村田門跡に対しては、渡辺式部官の通話にて叮嚀なる御挨拶ありしと。其村田門跡の上表文は左の如し。

恭惟

大暹羅国皇帝陛下 叡聖文武明德淵穆篤敬 三宝 大重 仏法 親愛之弘延及 大日本国 忝 分 賜 印度 発 堀 积尊 靈骨 及 相伝 积尊 金像 於 我国 仏教徒 一

皇后陛下 寄 賜 貝葉 聖教 及 親製 金玉 織成 錦 袂 我国 各宗 相共 專使 奉迎 俛奉 安 於 我 平安 妙法院 門跡 宸殿 設 日本 大菩提会 将 下 建

嘗覺王殿<sub>一</sub>安<sub>二</sub>置靈骨<sub>一</sub>益宣<sub>二</sub>仏徳<sub>一</sub>輝<sub>中</sub>慧<sub>上</sub>而各宗會議之所<sub>レ</sub>決定<sub>二</sub>地於愛知<sub>一</sub>遂奉<sub>二</sub>遷靈骨金像及付属賜品<sub>一</sub>畢<sub>寂順</sub>心事仏知天知今復何言因摸<sub>二</sub>鑄其金像<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>安吾宸殿<sub>一</sub>永以為<sub>二</sub>紀念<sub>一</sub>夙夜奉<sub>二</sub>事且欲<sub>レ</sub>衆人瞻礼弥<sub>中</sub>結縁<sub>上</sub>也区々之事以汚<sub>二</sub>聖聴<sub>一</sub>者欲<sub>レ</sub>窃陛下聰慧照<sub>中</sub>知此事<sub>上</sub>也今也

大暹羅皇太子殿下東邦巡遊幸辱<sub>レ</sub>咫尺恩顔欣喜何勝益祈<sub>二</sub>兩國交親仏法弘通<sub>一</sub>大聖恩徳無<sub>レ</sub>窮也別幅普賢延命尊者是我門跡之先世堯恕親王之所<sub>レ</sub>画也夫吾門跡者日本天台之名刹伝教大師之所<sub>レ</sub>創

後白河法王 為<sub>二</sub>中興祖<sub>一</sub>故号曰<sub>二</sub>門跡<sub>一</sub>世々皇族為<sub>二</sub>

法親王<sub>一</sub>以住<sub>レ</sub>之至<sub>二</sub>明治維新<sub>一</sub>焉堯恕法親王者

後水尾天皇第八皇子夙入<sub>二</sub>台門<sub>一</sub>実為<sub>二</sub>天台座主妙法院宮第三十五世門主<sub>一</sub>修業於叡嶽二十余年学徳双高興隆寺門<sub>一</sub>著述等身事詳<sub>二</sub>于行業記<sub>一</sub>我宗祖伝教大師開<sub>二</sub>創比叡山<sub>一</sub>為<sub>二</sub>王城鎮護<sub>一</sub>從<sub>レ</sub>是 歴朝崇信尤厚恒例勅<sub>二</sub>本院法親王<sub>一</sub>修<sub>二</sub>普賢延命大法<sub>一</sub>以祈<sub>二</sub>玉体安穩宝祚延長<sub>一</sub>此画像乃為<sub>二</sub>勅願修法<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>画也因今新加<sub>二</sub>装裱<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>獻以祝<sub>二</sub>陛下

大暹羅国皇帝陛下

皇后陛下

皇太子殿下福徳円満宝寿万歳<sub>上</sub>一以奉<sub>レ</sub>謝<sub>二</sub>聖恩万分<sub>一</sub>一以<sub>二</sub>為<sub>二</sub>南北仏教交通之端<sub>一</sub>是非<sub>二</sub>独<sub>寂順</sub>敬順<sub>一</sub>之志<sub>一</sub>実所以<sub>レ</sub>表<sub>二</sub>我国仏教徒之表情<sub>一</sub>也冒<sub>二</sub>洗尊嚴<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>屏營<sub>一</sub>之至<sub>一</sub>

大日本帝国明治三十六年一月三日

積尊御遺形奉迎事務総理兼日本大菩提会前会長

前天台座主妙法院門跡大僧正村田寂順

誠惶誠恐稽首和南

●大菩提会々則改正草案 (明治36年2月15日 第九十五号)

左の日本大菩提会改正会則草案は各宗派委員に於て同意を表したるに付き、更に各宗派へ通牒し可否の意見を求むる筈なりと。

日本大菩提会改正会則草案

第一章 位置

第一条 本会は日本大菩提会と称し、本部を名古屋支部を各府県に置く。

第二章 目的

第二条 本会は積尊の遺形を奉安護持し、其聖徳を顕揚し国民の道義を涵養するを以て目的とす。

第三章 事業

第三条 本会の目的を達せんが為め、左に列記する事項を遂行するものとする。

一 覚王殿を建築する事。

一 教育及慈善事業を起す事。

第四条 前条に列記する各種の事項中、覚王殿建築を第一着手とし、其他は資金増加に随ひ順次に施設するものとする。

施設に関する方法は、別に之れを定む。

第四章 会員



第五条 会員を分ち、左の七種とす。

一 名誉顧問

名誉顧問は、会長の推薦に依る者、又は一千円以上を醸出したる者。

一 特別名誉会員

特別名誉会員は会長の推薦に依る者、又は五百円以上を醸出したる者。

一 名誉会員

名誉会員は部長の推薦に依る者、又は一百円以上を醸出したる者。

一 准名誉会員

准名誉会員は部長の推薦に依る者、又は金五十円以上を醸出したる者。

一 特別会員

特別会員は理事の推薦に依る者、又は金十円以上を醸出したる者。

一 准特別会員

准特別会員は理事の推薦に依る者、又は金五円以上を醸出したる者。

一 正会員

正会員は金一円以上を醸出したる者。

会員待遇規定は、別に之れを定む。

第六条 会員には其名称の区別に従ひ、別に定むる処の証票及

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について（下）

徽章等を交付す。

第五章 職制

第七条 本会に左の職員を置く。

一 会長 一人

会長は会務を統理し其責に任ず。

一 副会長 一人

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の任務を行ふ。

一 顧問

顧問は顧問中に僧侶二名の常任を置き、会長及副会長の質問に応じ、会務全般を協定す。

一 部長 四人

部長は会長に稟し、部務を処理す。

一 次長

次長は部長を補佐し、部長事故ある時は部長の部務を行ふ。

一 理事

理事は部長の指揮に依り、各部の事務を分掌す。

一 理事補

理事補は理事を補佐し、理事事故ある時は理事の事務を行ふ。

一 書記

書記は上長の指揮を承け、事務に従事す。

第八条 職員の任選は左の例に依る。

一 会長は各宗派管長、又は門跡及本山住職中に就き、各宗派会に於て之を推撰す。

一 副会長は各宗派寺院住職中に就き、各宗派会に於て之れを撰定す。

一 顧問常任顧問及び部長并に、次長は会長之れを任免す。

一 理事及び理事補は、会長に要し部長之れを任免す。

一 書記の任免は、部長之れを専行し会長に届出づるのみとす。

第九条 各部長以上は上局員とす。

第十条 職員任期を二ケ年とす。

但し再任を妨げず。

第十一条 本会の事務を分ち左の四部とし、其職務章程は別に之れを定む。

一 奉仕部 一 勸奨部 一 建築部 一 会計

## 第六章 会議

第十二条 本会々議を分ち左の三種とす。

一、各宗派会 二、顧問会 三、上局会

但、会議に関する細則は会長之を定む。

第十三条 各宗派会は、各宗派管長及提出の委員を以て之れを

組織す。

第十四条 顧問会は僧俗顧問を以て組織す。

第十五条 上局会は上局員を以て組織す。

## 第七章

第十六条 本会に特派講師、特派使補及び派出員を置く。

## 第八章 賞罰

第十七条 本会役員及会員にして本会々務上功勞あるものは、別に定むる処の規定に依り賞与するものとす。

第十八条 本会役員にして敗徳汚倫の行為ありと認むる者は、別に定むる処の規定に依り処罰す。

但、処罰軽重に依り其宗派へ届出、其派に於て相當の処分せらるゝ事を交渉す。

第十九条 本会々員の体面を汚すものは、考査の上相當の手續をなす。

## ●暹羅の文部大臣と菩提会〔明治36年3月15日 第九十六号〕

暹羅一國の宗教行政を支配する同国文部大臣侯爵バスカラヴオグセー氏は、頃日三井物産合名会社參事福井国太郎氏が社用を帶び同國に渡航したる際、同氏に托して覺王殿建設用材運搬方法并に其費額等予算見積書提供の事及菩提会刻下の形勢等詳報すべき旨詳しく認めたる一書を日置副会長に致されたる趣にて、菩提会にては其意を了して不日、右に関する集會を開らくべしといふ。

## ●覺王殿負債問題〔明治36年3月15日 第九十六号〕

京都派に対し、五十日以内に支払ふべき筈なる夫の仏骨身受金残部の償却問題は、其後各派に於て百方調達中なりしが、竟に其途に窮し前田誠節、積等顧、豊田心静の各師來りて談判の結果千円と千八百円の二口を調達し、残部約十一万円は寄付の勸募を待

ち、更に支弁する外なしとして泣き分れとなる由。

●**覚王殿の敷地問題**〔明治36年3月15日 第九十六号〕

同問題に就き、菩提会より愛知協賛会に対して左の通牒及び十三件調査事項に添ふるに、土地請願書類を以てしたるより愛知協賛会は其通牒に基き踏査する事となれりと云ふ。

拝啓釈尊御遺形奉安地は、本部に於て至急選定仕度に付き、左の目的に依り、本年二月十四日限り御調査相成度、此段土地請願書類相添へ及御依頼候也。

追て名古屋付近の奉安地は、予て土地選定比較調査委員の決議に基き、奉安地と名古屋市との距離一里以内の寄付地に限り居り候間、其寄付地のみを御調査被下度候。

日本大菩提会副会長 日置 黙 仙 印

日本大菩提会愛知協賛会副会長

吉 田 禄 在 殿

調 査 事 項

第一、奉安地請願の書類完全なるや否や。

第二、請願地と名古屋市境界との距離。

第三、愛知県庁所在地と請願地との距離。

第四、諸官衙及陸地関係者異議の有無。

第五、土地雅俗。

第六、建設地寄付者姓名及反別字等関係役場の証明を取らしむ

る事。

第七、寄付地に対し寄付者より直ちに登記の手續きを為さしむる事。

第八、飲用水其他水利の如何。

第九、奉安地迄の荷物運搬百貫目に対する費用の類。

第十、荷物運搬の便不便。

第十一、道路の便不便。

第十二、全国信徒参詣の便不便。

第十三、名古屋将来の膨張の関係。

●**覚王殿敷地問題**〔明治36年5月15日 第九十八号〕

愛知協賛会に於て測量調査中なりし同敷地候補地は、尾張愛知郡田代村字月見坂、同広路村妙見山、同御器所村八幡山の三ヶ所に決し、右三ヶ所に於て撰挙するため、去月十二日午後一時、同委員は京都繩手通四条上る井上泰山堂に会せしが、協賛の結果、月見坂（十二万坪）に決し、即夜中村勝縁、宇都宮忠鐘二師は報告のため名古屋本部へ帰り、尚副会長日置師は丹波地方より帰り、去月十六日京都にて暹羅より帰朝せし稲垣公使と会合して諸般の打合せをなし、同公使も近日名古屋へ参向して暹羅国王陛下の勅旨を伝達する由。

●**稲垣公使の暹羅談**〔明治36年5月15日 第九十八号〕

去月十八日帰朝の途次、京都商業会議所にての演説中、左の一節あり。

▲仏骨問題と同国民の感情、暹羅皇室より仏骨を日本に寄贈されしは、日本に対しては非常の厚意なりしなり。然るに之に対する日本の処置は、日常の不始末にして、今尚ほ十分の奉安所すら出来ざるは実に遺憾なり。甚だ幸にして、此内部の失体も同国民の間には未だ十分に知れ渡らず。格々感情を害し居る程の事もあらず、殊に同国人の性質として、決して何時迄も他人の失敗を攻撃するが如き事あらざれば、今後とても之が為め両国の国際上に関係を及ぼすなど云ふ事あらざる可し。全体仏骨は、壹万円にても貳万円にても唯だ奉安所さへ出来れば夫にて十分なり。然るに日本の仏徒は、唯だ徒らに前後の思慮もなく大計画をなせし為め、斯の如き失体を行ずるに至れり。

▲日本と暹羅 暹国の本邦に親み、且厚からんとするは今更言ふを要せずと雖も、昨年日英同盟の締結ありてより一層本邦を重視するに至り。加ふるに皇太子殿下の本邦に御遊歴遊ばされし際、上下挙つて殿下の御聡明を感じ奉り、我帝室に於かせられても歓待を尽されたるを以て皇帝陛下を始終奉り、皇太子殿下には殊の外御満足に思召され、皇帝陛下には特に我国風□宮殿を御造営あらんとし、御庭園も亦我國振りに作らせ玉はん御事となり、皇太子殿下も同様の御思召あり。日ならず良材を蒐めて此の工事を起されんとす。皇后陛下は又御手許金を賜はりて男四名、女四名、都合八名に本邦留学を命じ玉ひ、英語に巧みなるものを選抜する御思召を以て、御選択中の所已に其選に預りたるもの八名あり。就ては余と同船にて来朝せん筈なりしも、都合により次の船便に

延ばしたるが、右は孰れも美術工芸を修業せしめらるゝものに係り、其成績を御覧じたる上にて、引続き留学生を御差遣あるべきやも計られずと申す。

▲妙心寺の前田誠節さんは、最早中老株で一方に反対ある丈けそれ丈けエライ所がある。素より事務家といふ者は、一方に味方の団結がある代りには、他方の敵と戦はねばならぬから、余程剛胆な所が無いと遣り切れない。どうでも敵を降伏させて切りまはつて仕舞ふ辺は、実に抜けた処がある。

#### ●覚王殿敷地と各宗管長（明治36年6月15日 第九十九号）

本年四月十二日、京都繩手古門前下る旅館赤万屋方に於て、各宗派の覚王殿敷地選定委員集合の結果、愛知県月見坂を以て覚王殿敷地と決定し、同月十七日発表したるより愛知県民中に反対の声高く延て、各宗派の内にも其地の不適當なるを唱へ、今や同県下に於ては紛擾を醸しつゝありと。就ては名古屋の伊藤彦七氏其他有志者、過日來京都に滞在し、各宗派の重なる僧侶を歴訪して頻りに現菩提会役員の行動に就て訴ふる処あり。尚管長に向つて陳情書を差出す杯、熱心に奔走しつゝあり。各宗派の内には、既に現菩提会役員の行動に快よからざる向もある折柄なれば、或は早晩各宗派会開会の上にて於て議論の起る事あるも測られずと云ふ。今右陳情書の大要を聞くに、

大菩提会刻下の現状は、会務次第に振はず。仏骨の名古屋に奉遷後は、正副会長あるも事に臨んで会務を見ず。代理者の名あ

るも其美なく、全会の職権は中村勝契一人の掌裡に領せられ、而して中村勝契は又少壯者たる宇都宮惠鐘、太野美惠丸、丹羽円、長谷川觀石等に擁せられつゝあるが上に、夫の吉田禄在に嫌らず、其一派の団体にして大菩提会全部を押領し、勝契以下少壯者輩は皆其一派の願使する処にして、菩提会其物は禄在一派の専有物となり。今や各宗派の菩提会にあらずして、禄在一派の菩提会たるの觀あり。元來名古屋奉遷の當時は、覚王殿建設敷地寄付出願者は実に十一箇所あり。菩提会に於ては十分適當の地を採用すべき筈なるに、現菩提会執務者は、禄在一派と通謀して陰密の間に種々の不徳を行ひ、殺風景の湿地を採り以て敷地と定め、大に公衆の謗を招致し不信を買へりと大菩提会の監督者たる各管長は、至急此等の行動に就て嚴密なる調査を遂げ、以て革新を計られざれば前途益憂慮する処あらん云々。

●大菩提会の革新計画〔明治36年8月15日 第一〇一號〕

日本大菩提会を名古屋に移してより仏徒は、之に対して頗る冷淡になり。今や一顧だも与へざる有様にて役員等の大声疾呼して拡張を図らんとするも、殆ど挽回の策なきものゝ如く覚王殿建設事業果して成立するや否や心元なき程にて、稲垣公使は暹羅国王に對し、責任あることとて同会の会務振興に關し、去月廿一日東京より名古屋に來り同会役員並に同市の熱心なる仏教徒に會見し、二十二日午後東陽館における名古屋屈指の紳士百名余の招待會に臨み、結局菩提会の事業の大部分を十数名の紳士に屬托するこ

「禪宗」における仏骨奉迎の記事について(下)

と、なりたるか。公使の語る處に拠れば、東京にても會計の事業を八九名の有力なる紳士に屬托したる由にて、地元たる名古屋にて同会の事業か着々進捗するに至らは、中央地方氣脈を通じ選定地たる名古屋に覚王殿の建設を見るも數年を出でざるべしと。要するに公使の意見は、会務全般を僧侶に一任するは危険千万なれば、信用ある各地の紳士に會計を囑托し、信者をして安んじて喜捨せしめんとするにあるか如く、同時に地方的組織を脱して全国的ならしめんとするにありて、松方伯を顧問に益田孝、高橋是清、近藤廉平、森村市左衛門、馬越恭平、大倉喜八郎、原善三郎諸氏を相談役に囑托せん意向なりと。

●日蓮寺の創立〔明治36年9月15日 第一〇二號〕

名古屋に奉遷したる釈尊御遺形奉安のため、今回覚王山日蓮寺を創立する事となり。同地田代村にて十三万六千坪の地所も寄付せられたれば、不日左記の願書に仏教各宗派管長并に個人の連印を以て、其筋へ出願する由。最も内務の方面は斯波局長と稲垣公使との間に内議既に整ひ居るとの事。

新寺創建願

尾張國愛知郡田代村

覚王山 日蓮寺

右は明治三十三年中、暹羅国王陛下より御頒貽相成候、釈迦牟尼佛御遺形并に御尊像を奉安護持し、一は世尊の聖徳を顕揚し、國民の道義を涵養するの丰標とし、一は寄贈国王陛下の歡



き、此問題に就て熟議しつゝありしに、妙心寺派は他の八派に先ち調印を為すことを決議したりしかば、他の八派の執事は八派の自由意思が殆んど一致せしを以て、更めて九月二十二日南禅寺に会合し種々協議する所あり。其結果終に将来御遺形奉安事業に關する大菩提会并に新たに起る日暹寺創立の諸経營に就ては、同盟連署せる各宗派の所為に一任し一切關係せざる事と為すも、御遺形に對し崇敬の意を表する為め、宗派実力の許す限りは、其経營に對し相當の寄付金を為し、又末派寺院檀信徒にも諭達を發し寄付を奨励することとし、其他間接には及ぶ限りの尽力を為すべき事等を決議し、當日出席の二宗八派の執事は別記回答書を認め、九月二十二日付書留を以て日置副会長の下へ差送りしより、東上中の同副会長は、重ねて同月二十四日東京最終の運動として二宗八派の重役を歴訪し種々交渉せしも、右重役は前回答書の旨趣に依り、断乎として其交渉に応ぜざりしを以て、同副会長は止むを得ず右八派に對し、同盟連署せる各宗派管長の行動に異議なきの書面を提出され度さすれば、其の筋へ之を添付して創立願書を差出すべしと懇請せしより、八派は之を容れ、異議なきは勿論一切關係せざる事とし、別の承認書を九月二十六日建仁寺に於て日置副会長へ渡されたり。要するに八山今後の態度は、御遺形奉安事業即ち大菩提会なり日暹寺なりに對しては回答書中に掲げし如きの義務を負ふに止め、一切の権利を放棄せしに外ならずと云べし。是れにて大菩提会并に日暹寺對八本山の事件は一段落を告げたり。即ち其回答書及承認書は左の如し。

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について（下）

拝展 今般日暹寺御創建に付、該願書に對し弊宗派等管長へ連署調印可致旨數回御請求相成候処、

積尊御遺形奉迎以來の歴史に徴するに、本件は奉迎當時の如く各宗派共同して有終の美を告ることは頗ぶる難事かと存候。殊

に今後の御経營に付ては、弊派等は目下派内諸般の宗務多事にして克く其驥尾に付し事に与るの余地なきのみならず。却て御経營事業の進行上に累を及すやの嫌ひ尠からずと確信致候。依て弊派等は乍不法盟左記各項の義務を負ふに止め、

一 御遺形に對し崇敬を表する為め、弊派等実力の許す限りは相當の寄付金を為す事。

一 今後の御経營に對し、弊派等寺院檀信徒へ寄付すべきの旨諭達を發する事。

一 今後の御経營に對し弊派等寺院檀信徒間に涉り、菩提会又は日暹寺の名称を以て寄付勸募相成るは異議なき事。

今後御遺形奉安事業に係る菩提会又は日暹寺新設等諸般の御経營は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ一切關係不申事に致度候間、右宜敷御承認相成度、此段命に依り及御回答候也。

敬具

明治三十六年九月二十二日

黄檗宗執事長

鈴木 眼印

臨濟宗南禅寺派執事

同	大 沢 協 洲印
同	東福寺派執事
同	爾 圭 端印
同	大徳寺派執事
同	木 田 栄 林印
同	永源寺派執事
同	奥 村 龍 道印
同	天龍寺派執事
同	北 條 周 篤印
同	相国寺派執事
同	上 島 恵 材印
同	建仁寺派執事
同	端 岳 惟 陶印

日本大菩提会副会長

日 置 黙 仙殿

日暹寺創立出願に付承認書

一 今般日暹寺創立出願の件は同盟連署せられたる各宗派の所為に  
任せ、異議なきは勿論一切関係無之候也。

右

明治参拾六年九月式拾六日

黄檗宗管長

佐 伯 蓬 山印

臨濟宗東福寺派管長

濟 門 敬 冲印

同 建仁寺派管長

竹 田 黙 雷印

同 相国寺派管長

中 原 東 嶽印

同 南禅寺派管長

豊 田 毒 湛印

同 大徳寺派管長

菅 廣 州印

同 永源寺派管長

久 松 琢 宗印

同 天龍寺派管長

高 木 龍 測印

同盟各宗派管長祝下御中

●日暹寺と真宗本派〔明治36年10月15日 第一〇三号〕

覚王山日暹寺の創立に際し、其筋へ出すべき創立願書に日置副会  
長より真宗本願寺派へも其調印を求めたるに、同派にては従前の  
行掛り上之を謝絶し、左の書面を日置師に致したりと。

拝展、日暹寺創建願書に対し弊山へ同意調印可致旨御請求相成  
候処、御承知之通御遺形奉安殿建設之件に就ては、予てより御  
同盟各宗派之通御經營に係る義にして、弊山は従来関係不致義に  
候得者、過日も申述候通り御請求に難応候、此段及御回答候



也。

但到底御同盟各宗派に於て御共同御経営難相成事情も有之候  
得者、進て弊山に引請奉安所を建設し、御崇敬の誠を尽すへ  
く候得共、此場合に於ては従来之行掛上、他宗派合同之義は  
御断致候外無之候、此段添て申進候。

明治三十六年九月八日

執行長 小田 尊 順  
執行 藤 井 皆 立

日 置 黙 仙

●日暹寺と宗派会

本月中旬頃名古屋にて開かれ、稲垣公使も出席して協議を遂げ、  
而して後ち、公使は同二十四日を以て暹羅国へ帰任せらるゝ趣。

●日暹寺創立認可と聯合制規〔明治36年11月15日 第一〇四号〕

彼の御遺形奉安の目的を以て建設せんとする覚王山日暹寺の創立  
許可は、去月十六日其筋より認可されたる由。其指令文は左の如  
し。

愛知県指令一第六二二四号

愛知県田代村日暹寺創建發起人  
延暦寺住職三津玄深外二十五名

明治三十六年九月十八日付願日暹寺創建の件許可す。

但し創建の上は、其旨速に届出づべし。

明治三十六年十月十六日

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について(下)

又右創建願書と同時に差出したる聯合制規並に明細帳は、左の如  
き者なりと。

制 規

暹羅国皇帝陛下より釈尊御遺形并に御尊像を本邦仏教徒に頒贈  
せられたるに付、大聖世尊の洪恩に報じ寄贈皇帝陛下下の叡旨に  
答へ、宗教を宣布し国光を顕揚せんが為め創立せられたる寺院  
にして天台宗、天台宗寺門派、天台宗真盛派、真言宗、浄土宗  
西山派、臨済宗妙心寺派、臨済宗建長寺派、臨済宗円覚寺派、  
曹洞宗、真宗大谷派、真宗高田派、真宗興正寺派、真宗仏光寺  
派、真宗出雲路派、真宗誠照寺派、真宗三門徒派、真宗山元  
派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華嚴宗、真言律宗に  
属する者なるを以て関係宗派商議の上、左の条々を協定し之を  
覚王山日暹寺の制規とす。

第一条 日暹寺住職は其任期を一ケ年とし、左の順序に従ひ関  
係宗派管長順次之を任命するものとす。

天台座主三津玄深、天台宗寺門派長吏直林寛良、同宗真盛  
派管長石山寛湛、真言宗長者長宿匡、浄土宗西山派管長勝  
川相善、臨済宗建長寺派管長积宗演、同宗円覚寺派管長积  
宗演、曹洞宗管長森田悟由、真宗大谷派管長大谷光肇、同  
興正寺派管長華園沢称、同仏光寺派管長渋谷微妙定院、同  
出雲教管長藤善聰、同誠照寺派管長二條秀源、同三門徒派  
管長平光円、同山元派管長藤原善住、時宗派管長河野察

愛知県知事 深 野 一 三

阿、融通念仏宗管長清涼得善、法相宗管長泰行純、華嚴宗管長佐保山晋円、真言律宗管長佐伯泓澄

但任命すべき當番宗派の管長にして、欠員又は事故の爲めに任命すること能はざる時は、通次次番を當番とす。

第二条 日暹寺輪番住職は執事一名、理事二名をして庶務を処理せしむ。其任期は一ケ年とす。

但し理事一名は、関係宗派の評議員会之を選任し、其任期を三ケ年とす。

第三条 日暹寺信徒の互選により信徒総代十名を置く。

第四条 日暹寺は関係宗派一千ヶ寺に一名の割合を以て評議員を選出し、評議員会を組織す。其任期は三ケ年とす。

評議員会規定は別に之を定む。

会期は毎年三月五日より同月十日迄とす。

評議員会に提出すべき事項

一 財産管理の方法

二 毎年度の収支予算

第五条 評議員会は顧問三名を関係各宗派管長の中より選出し、其任期は三ケ年とす。

第六条 輪番住職は毎年四月一日に交代し、新任をして日暹寺を統管すべし。

第七条 日暹寺輪番住職は、評議員の決議を経て関係管長の許可を得るに非ざれば負債を起し、其他財産上の処分を爲す事を得ず。

第八条 日暹寺輪番住職は、毎月其収支決算書を調製して関係

宗派管長に報告すべし。

第九条 當番宗派管長は輪番住職中、事務の請願文書の往復等に奥書するの義務を有す。

第十条 日暹寺執事は、輪番住職に依り選任せられ、其旨を承け寺門の内外の事務を執行す。

第十一条 日暹寺理事二名の内、一名は輪番住職之を任命し、関係宗派評議員より選出す。

第十二条 日暹寺信徒総代は収支決算等財務に参与し、寺門外護の義務を有す。

第十三条 日暹寺顧問は寺門の内外と協商して、財法二途の円満を計る責任を有す。

第十四条 日暹寺職員は、寺産明細帳并に仏具什器の台帳を設備し違乱なく引継を了するの責任を有す。

第十五条 日暹寺輪番住職并に職員違規あるに際しては、在籍は派の規定に抛り當該宗派管長懲戒処分を爲すものとす。

第十六条 制規は評議員会三分の二以上の賛成を得て、関係各宗派管長の承認を得るに非ざれば変更するを得ず。

#### 明細表

尾張国愛知郡田代村 寛王山 日暹寺

一、本尊 釈迦牟尼仏 一、開創 明治三十六年中聯合各宗派協同開創

一、由緒 明治三十三年中、暹羅國王陛下より本邦仏徒へ御頒

貽せられたる。印度涅槃羅藍毘尼園の西南五里余の地に於て、英人ベツペ氏の発掘せる八大舍利塔中第五塔に奉安せる釈尊御遺形一分と同王室伝来の降魔形金の製坐像を奉安護持する為め、淨地を下して聯合各宗派の建設するものなり。

一、境内地 一万二千六百坪 一、境外所有地 十万七百七十坪  
信徒 十万五千人 一、管轄庁距離 三十五町三十二間

収支予算 ▲菩提門（七間、四間）壹万五千元 ▲外周土塀六千貳百貳拾五元 ▲西北院（四間）五万四千元 ▲同周圍塀參千參百元 ▲同唐門（三間、一間）貳千四百元 ▲參拜堂（十一間、八間）八万八千元 ▲本堂（十五間、口二間）拾八万円 ▲回廊（二間、三十五間）壹万五千元 ▲客殿（五間、五口間）參万參千七百五拾元 ▲事務所（十間、二十五間）四万參千三百五拾元 ▲庫裡（八間、十六間）壹万九千貳百元 ▲廁（二ヶ所）四百八拾元 ▲物置納屋（四間、十六間）壹千貳百八拾元 ▲諸雜費及予備金 四万貳千百拾五元 ▲合計五拾万円

一金五拾万円寄付金総高 内金貳拾貳万五千元愛知県下現在寄付申込高、明治三十六年六月より三十七年末月迄収入、金貳拾七万五千元、同三十八年より同三ヶ年間各府県寄付募集高。

又右の諸願書に調印せる宗派は天台宗、同寺門派、同真盛派、真言宗、浄土宗西山派、臨濟宗妙心寺派、同建長寺派、同円覚寺派、曹洞宗、真宗大谷派、同高田派、同興正寺派、同仏光寺派、同出雲寺派、同誠照寺派、同三門徒派、同山元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華嚴宗、真言律宗にして、日暹寺は右

「禪宗」における仏骨奉迎の記事について（下）

廿三宗派にて共同護持すべきものなりと。而して同寺の首先住職は天台座主にして、前座主三津玄深師は病氣のため去月限りにて退職し、後任に大坂四天王寺住職吉田源応師就職、既に其筋の認可をも経たるに付、同時に日暹寺住職兼任の許可をも内務省へ申請したる筈なり。尚去月、右聯合各宗派管長は同月廿日稲垣公使の帰任に托し、暹羅国宮内大臣迄右日暹寺創建決定の儀に付、左の如き上表文を呈したりと。

大日本仏教各宗管長等仏陀照鑑の下に謹で一書を裁し、大暹羅国皇帝陛下に伏奏するの光榮を有す。去る明治三十三年六月十五日恩頒を忝うせし釈迦牟尼仏御遺形并に金像仏を奉安の為め、今回尾張国名古屋市付近田代村の勝地を撰て奉安殿を建築する事に決定し、既に日本政府の許可を得て寺号を覺王山日暹寺と称し、奉安護持し永く貴国皇帝陛下恩頒の慶を不朽に伝へ以て、仏教各宗派及び信徒等報恩謝徳の意を尽さんとす。伏て願くば閣下此意を諒し、貴国皇帝陛下に下名等の摯実なる誠意を執奏せられんことを希望の至りに堪へず。茲に下名等は謹で大暹羅国皇帝陛下の万歳を奉祝し、併て閣下に対し満腔の敬意を表す。

大日本明治三十六年十月十九日

天台座主以下廿三宗派管長連名

大暹羅国皇帝陛下の

宮内大臣閣下

尚右の上表文は、極めて美麗なる大版、式紙形金の泥紙に認め、添ゆるに仏蘭西文に訳したる者をも付したりと。右仏文の訳者は京都商業会議所書記長心得小林力弥氏の手を仮りたる者の由にて、同氏の仏文に堪能なるには稲垣氏も右の訳文を見て讚美したりと。又同寺にては去月二十六日、日暹寺の建設地へ建標式を挙げたる由なるが、其際日置副会長の朗読せし祝文は左の如し。

大日本明治三十六年十月二十五日、愛知県愛知郡田代村字月見阪に覚王山日暹寺建築地の標を建つ。恭く惟るに、靈気の鐘牧大地清く山川草木自ら潤沢す。此の地曩に各宗委員踏査撰定の時に當たり、蟄龍昇天の瑞あり、以て衆目を驚かしたり。爾後区々の世評ありと雖も、宛転今日に至りて実に此の挙を見る。蓋し奇遇と云ふべし。然れ共荆棘尚ほ路に横り、鋤斧拈提其の人を待つゝあり。憶ふに、大聖釈迦牟尼如来在世の時、帝釈一茎草を拈して地上に挿で曰、梵刹建立し畢りぬと。今此の機縁に撞着して感転た余あり。記して以て天龍輦を推し、法輪常に転ずるの時を竣つ。謹んで祝す。

### ●河村氏の美挙

昨年来、仏教各宗派にては稲垣公使の通牒に接し、暹羅皇室付属図書館へ其宗派所依の經典を寄贈したるが、今回稲垣公使の帰任に際し、本誌発行所貝葉書院主人河村泰太郎氏は、本誌主任上村氏の勸奨に任せ同院の版刻に係る経卷の中、宮様本と称する法華經、金光明經等大凡廿五種の経を、大中小共に全卷数十余点を特別製の美装となし、上村氏の手を経て稲垣公使に托し、同皇室

の図書館へ献納したりと近來の美挙と謂ふべし。

### ●日暹寺と各宗派会〔明治36年12月15日 第一〇五号〕

今回創建許可を得たる覚王山日暹寺住職は、同寺制規第一条に依り同盟二十三宗派管長の輪番を以て一年間宛就職すべく、第一番は天台宗座主なるを以て、吉田源応師は去月十九日名古屋に到り、仏舍利奉安の万松寺に入りたる趣き、大菩提会副会長日置黙仙師より京都各宗派管長へ通知ありたり。吉田師は自今延曆寺本坊、大菩提会本部并に天王寺の三ヶ所へ一ヶ月に一度宛は登堂する筈なりと。又同師の今回赴任したるに就ては、本月二日午後一時より菩提会本部に於て、各宗派管長並に重役会議を開きたる由なるが、其議案の重なるは左の如し。

第一号案 日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、同寺創建事業及び寄付金募集の事務を担当するものとす。覚王山日暹寺と日本大菩提会と会計を別途にする事。

第二号案 日本大菩提会会則改正案。

### ●日暹寺の事〔明治37年1月15日 第一〇六号〕

御遺形を一昨年十一月、名古屋に移されし以来募集せる覚王殿建設の寄付金は、今日迄の入帳一万余円に及べるも悉く費消し果たれば、遂に去る十一月下旬の如きは、些の入金もなく薪炭の料にも窮し、岐阜瓦町野須新兵衛氏より三千円の高利を借入れて其日を過せる次第なる由にて、現今の仮安置所万松寺は、當初関係

者より徳川家を説き、口約を以て一箇月六十円にて借受けたるものなるに、其借料を支払はざるのみならず、正式取定の手続も為さざるより末寺及び信徒総代協議の上、其責任ある吉田禄在氏に再三迫り、尚又日置黙仙師に交渉せしも共に要領を得ず。因て昨冬開ける各宗管長会議に事情を具申したるは亦埒明かざるより、遂に法類総代近藤得昇氏に全権を委任し、名古屋弁護士岡田芳蔵氏を代人として、執達吏金子健太郎氏より左の書類を送達せし由、洵に痛ましき事と云べし。

従来認められたる万松寺堂宇賃借の契約は之を解除す。若し引き続き御使用相成るに於ては、来る二十一日迄に改め契約の締約を望む。万一同日迄に契約成立せざるに於ては、御使用成らざるものと承知す。

住職 吉川 義道

訴訟代理人 岡田 芳蔵

明治三十六年十二月十五日

日暹寺住職吉田源応殿

### ●菩提会の悲境〔明治37年4月15日 第一〇九号〕

覚王山日暹寺建築募集の爲め、各宗派管長の調印請求中の処、大谷派本山は委任状の不完全を口実にして拒抗する処となり、其他の本山は時節柄不穩當の挙動なりとて、忠告的の下に味まく謝絶さる、処より菩提会の悲境は益々其度を進めつゝ有りと云ふ。

### ▲遠藤龍眠師〔明治37年6月15日 第一二二号〕

明治三十二年以来暹羅国に航して布教に従事したる同師は、去る四月十八日更に鉄錫を南洋に飛しマニラユヤ、マンメリカ街に南天寺と号する一寺を建立し、不日入仏式を挙ぐる由。箇人として此壮挙あるは同師の名誉たるのみならず、日本仏教界の慶事と謂べし。

### ●妙心寺派本山の不始末〔明治37年9月15日 第一一四号〕

洛西花園妙心寺は臨濟宗各派中尤も多くの末寺を有し、従て財力も比較的に優勢なりしが、夫の仏骨奉迎後、同山議事前田誠節師之に關係以来種々の情実、乃至菩提会の前途發達上余儀なく寺班基金の公債証を以て現金に代へ融通し始めしより財政上非常の混乱を来し、爾来京都銀行に五万円、四十九銀行に五万円、美濃大橋銀行に五万円(内式万円返済)、又花園学林、敷地建物を担保として壹万貳千円を片山某より借入れ、外にも種々の取引ある由にて合計拾八万円程放出の形迹あり。為に去月二十日前後より、同山は非常の紛擾を来し、常置委員は勿論、同派の宿老等も種々凝議中の趣なるが、要するに當初前田師が菩提会に貴重なる寺班金の一部を融通したるは多少の野心ありしならんも、全く之を費消したるに非れば、一分の大に諒すべき所あると共に、當初より菩提会に加盟したる同盟各宗派は、此際同派の悲境を見て対岸の火災視するは義に於て忍びざる所なるべしと云者あり。

### ▲日暹寺住職交代と仏骨遷座 名古屋なる覚王山日暹寺の住職

は、立教開宗の新古に依りて順次交番任期を一年とし、昨年八月天台座主吉田源応師就任したるが、今月は満期に付、通次番たる天台宗真盛派管長石山覚湛師交代就任することとなりたり。又月見坂十万坪の地は既に登記済みとなり、仮覚王殿の工事中なるが去月十五日孟蘭盆会を以て地鎮式を行ひ、十一月十五日は京都より名古屋に遷座の日なるを以て紀念の爲め、同日万松寺仮殿より新築月見坂覚王殿に遷座することとなりたる由。

#### ▲村田寂順師退隱の説〔明治37年10月15日 第一一五号〕

妙法院門跡たる同師は、近来周囲の紛糾せる事情のため、絶へず病苦に悩まされつゝある由なるが、今回妙心寺派の事件発生以來、四囲の事情も漸く迫り来りて、師が退隱は近き内に事実に現はるゝべしと。

#### ●各宗派管長委員会〔明治37年12月15日 第一一七号〕

曾て大菩提会負債整理に關し、各宗派管長会を開かん筈なりしも、彼の妙心寺事件起りしより頓挫、今日に及びしが一方、妙心寺対菩提会賃借の關係益迫りしを以て、何時迄も此假打捨て置くべきにあらずとし、本月五日大仏妙法院に於て各宗派管長会発起委員会を開き、左の數項を決議したり。

- 第一、大菩提会負債の内、小口整理は名古屋有志者と各宗委員と協定せる五万円の残金壹万式千円を以之に充つる事。
- 第二、前項以外の負債は、有力なる債権者と交渉の上整理の方

法を講ずる事。

- 第三、前記の交渉を遂ぐる為、二名の委員を選定する事。但委員は興正寺派委員、天台宗委員の二名に囑託す。

- 第四、前項の交渉を遂げし結果、更に委員会を開設するや否やを決定する事。

#### ●覚王殿と暹羅公使

仏骨遷座式に参列せし暹羅公使は、今後建設す可き仏骨奉安の正殿に限りて暹羅式を用ひる事とせば、自分は此趣を自国の陛下に伝奏し、陛下の御助成を仰ぐ事に尽力す可しとて賛同を慫慂したりとの伝説あり。

#### ▲妙心寺事件の予審終結(有罪)〔明治37年12月15日 第一一七号〕

前田誠節、釈等顧等に係る刑事被告事件は、曾て京都地方裁判所に於て取調中の処、先頃予審終結し被告誠節、等顧及び片山茂三郎、樺井保親の四名は各重罪公判に、被告尾木久保、石田尚徳の兩名は各軽罪公判に付する旨決定せられたり。

▲宝物差押 同寺は大橋銀行より有体財産の差押を受けたるが、債権は二万八千円の元金に違約金九千六百円(本年六月より十一月中)と高歩を利子加へ三万九千円を以て請求額とせしに對し、非常に入込みたる事情の爲元金二万八千円を一万五千円に減額すべしと談判したるも纏らず、既記公然の催促を受けんには、利子も當然の歩合とせば、大に請求額を減ずべく、又違約金に就ては抗弁の理由もあれど、姑く大橋銀行の爲すが俚に任せ置き、訴訟

の上其権利を争ふべしと決定したるに付、大橋銀行は一万五千円に減ずる事は到底承諾し得るものにあらずとて、愈本月二日より三日に掛け、執達吏田中恭次郎、渡島幸明の二名にて差押に着手したる由。而して其差押を受けたる動産は大、小方丈に現在する軸物、書院廻り装飾品、建具畳、膳碗、文具、書籍其他雜品にて、殆ど千点に近きも代価に見積れば三千円許りなり。本月十日雜売払を執行して不足額を定め、夫より妙心寺建物の競売を為す筈なるも、妙心寺は右行為は不都合なりとて京都地方裁判所へ異議の申立を為したれば、自然延期すべし。

▲宣誠状 同派教務本所にては、去月十日前田、積の兩人に宣誠状を發し、兩人とも宗内擯斥に処したり。其状に曰く

山城国葛野郡花園村本派

別格地龍泉菴住職

前田 誠 節

右本派議事在职中、本山ノ名義ヲ詐稱シ及ビ本山住職ノ委任状ヲ偽造シ、之ヲ実用シ其結果遂ニ本派ノ財産ヲ安固ナラザルニ至ラシメ、且ツ其不正行為ヨリ影響ヲ末派ニ及ボシ、本山ノ威嚴ヲ失墜セシメタリ。

以上ノ事実ハ、本歳八月廿一日本派管長ニ自白シ、其際誠節ヨリ提出シタル書面ニ徴シ、明ニシテ書面中日本大菩提会ニ関スル陳弁ハ、誠節一己ノ妄断ニ過ギザルヲ以テ違規ノ理由相立タザルモノトス。

依テ之ヲ本派懲誠例ニ照スニ、第一本山住職ノ委任状ヲ偽造

「禪宗」における仏骨奉迎の記事について(下)

シ、実用シタル行為ハ同例第八条第五項ニ該當シ、第二影響ヲ末派ニ及ボシ、本山ノ威嚴ヲ失墜セシメタル行為ハ同例第一項ニ問フベキモノト認メ、左ノ如ク之ヲ処分ス。

前田誠節ハ擯斥ニ処ス

明治三十七年十一月十日

妙心寺派教務本所

山城国葛野郡花園村本派

一等地春光院住職

积 等 願

右本派執事在职中、等願ノ保管ニ属スル本派ノ財産ニ対シ、不正行為ヲナシ、其結果影響ヲ末派ニ及ボシ、本山ノ威嚴ヲ失墜セシメタリ。

以上ノ事実ハ、教務本所ノ確認スル所ニシテ、違規行為ニ対シ何等ノ口実アリト雖ドモ、畢竟本派綱目無視ノ罪戾ヲ免レズ。況ヤ刑事ノ被告トナリ、縲紲ノヲ辱ヲ受クルニ至リテハ、夫レ之ヲ何トカ云ハンヤ。

依テ本派懲誠例第八条第一項ニ問ヒ、左ノ如ク之ヲ処分ス。

积等願ハ擯斥ニ処ス。

明治三十七年十一月十日

妙心寺派教務本所

## 我が仏教各宗派當路の無責任〔明治38年2月15日 第一一九号〕

嘗ては、我が仏教各宗派合同の下に組織したる日本大菩提会の副会長として、各宗派の委員を操縦し、出で、は當時臨濟宗十余派を代表して御遺形を遠く暹羅に奉迎し、国王陛下に咫尺するの光栄を荷ひ、入りては三千五百の末利を有する大本山妙心寺の議事として、管長までをも手中の者として宗権權威を一身に積めたる前田誠節は、去月二十四日の午前京都地方裁判所刑事第一廷に、未決囚人の網笠を戴き、其枉には番号を記したる白色の布片を付し、此事件の連類者五名の先頭に立ち、看守嚴護の下に入り来りて、彼れより先きに入廷したる窃盜幾犯の未決囚と其席を同ふし、判官の面前に一揖し、嘗て事を共にしたる等顧の其隣席に踞するあるも一語をだに交ゆるを得ず。彼れの親交者幾人が其背後の傍聴席に在るも寒誼をだに叙することを許されず、恰かも屠所の羊の如くなりき、吾人は此状態を見て人世榮枯の常ならざるを感じ、翻つてこの事件の独り前田并に妙心寺の恥辱のみに非ずして、我が仏教界の一大汚辱なることを思はしめたり。

検事は起立して論告せり。其容姿の謹嚴なること秋霜の如く、其語氣の莊重なること烈日の如し。其要に曰く、「本件の発生は明治三十三年の仲夏、仏教各宗派合同の下に仏骨を暹羅に奉迎せんとするや、誠節も其奉迎使の一人に當り、尋いて日本大菩提会の創立せらるゝに及びて、村田寂順を會長に、誠節は其副會長に推され、会務の拡張に伴なひ経費の多大に増加するに拘らず、寄付金意の如く集らず、爰に於いて誠節は自己の奉職する妙心寺に公

債の存在するを奇貨とし一時流用したるに起因す云々」と縷々數千言、事實を穿ち来りて間然する所なく、而も其間に於いて日本大菩提会の名は幾度か繰返され、ために思はず、吾人をして我が仏教各宗派當路の無責任は終に此の最大悲惨なる事件を発生せしめたるかを聯想し、転た感慨の情に堪へざりき。

抑も此事件の起因たるや、一に前田一輩の徒の構成したる所なるべきも、其原因に遡るときは日本大菩提会の財政不如意より起りし者にして、同会の財政は一に同盟各宗派の責任に帰せざるべからず。見よ大菩提会の創立以来各宗派は如何なる方法によりて其寄付金を募集し、之を大菩提会に資したるか、加之彼等各宗派の委員は如何なる方法を構じて同会の發達を謀り、會長副會長以下の行動を監視し之を激励したるか。徒らに妙法院内に車を飛ばして小田原評定に日を費し、夜陰に乗じて狭斜の街に豪遊を試みたるの外、何等の画策、何等の謀議、何等の熱誠をもなかりしに非ずや。而も彼れ前田某は天性多少の才略を有し、又幾分の覇氣に富み、二十年來正法山の事務を管掌して其枢機を把握し、跋扈趙梁の余宗教法案の発生以来、仏骨奉迎の事あるや各宗派の徒は、靡然として彼れの言に聴き、彼れの策に応じ彼れの行動に尾し、其結果今次の醜態を演じたる者にして、此は一に我が仏教各宗派當路者の不明と無責任とに原因するや明らかなり。嗚に不明と無責任なるのみならず、彼れ前田某は無学無識、其德行の欠如せることは十目の視る所、而も此俗僧の配下に拝趨したる各宗派の徒の不面目、蓋しまた此上やあるべき。



由来我が各宗派の當路は概ね先見の明を欠き、徳の崇ぶべく、行の欽すべき者少なく、徒らに虚威を張ることをのみ知りて、其余に於いて何等の取るべき能事なし。見来れば前田一輩の兄弟に非ざれば、多くは彼れ以下の徒のみ。此等の徒輩によりて合同の下に菩提会を起し、宗派の統一を計らんとするが如きは既に分に非ざるなり。仮りに宗派の統一を謀り得たりとするも、是れ物質的の統一のみ、有形的の合同のみ、若し夫れ精神的の結合をなし得て教勢の發展を図らんとするが如きは、木に縁りて魚を求むるよりも尚ほ堅し。

蓋し事の起るは其の因て起るの日に起るに非ず。今次妙心寺事件の發生は、菩提会創立の當初に其序幕を開らきたる者にして、彼等のなしたる設計と理想とは、當時多少の智識ある者は一見して其不可能なることを業に既に勘破し了れり。然るに無謀大胆にして先見の明なき彼等は、其一步は一步より前程に深淵の伏在するをも顧みず、野猪の勇を鼓して此事業を成功せんとし、負債に負債を重ね、紛擾に紛擾を累ね、一敗地に塗れて又拾取すべからざるの悲境に沈溺し、ために彼れ無謀の張本人とも見つべき前田は、自己の地位より見て一時の救済を容儀なくすべき場合に接せり。今之を事に例せんか、十余の兒童が游戲囂噪、其の己れを忘れて歡樂を極めつゝあるの時、誤まつて一兒の地上に倒れ負傷をなしたりとせよ。前の歡樂は一時に消滅し、兒童は各自其の責の己れに帰せんことを恐れ、各々自家に遁走して知らざる者の如く、只だ其負傷したる兒童に最も親近なる一人が、容儀なくも之

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について（下）

が介抱を試み、兒童を伴ふて之れが弁解をなさざるを得ざるが如し。前田一輩の徒は即ち介抱し弁解すべき位置に立ちたるの兒童にして、我が各宗派の當事者は逃避したるの兒童なり。蓋し菩提会創立の當初之れに訂盟したるは本派本願寺、浄土宗鎮西派、日蓮宗の或る二三宗派を除くの外、我が仏教各宗派は悉く之に賛同したるに非ずや。然るに漸次當初の企画の遂行に困難にして財政意の如くならざるを見るや、諸種の口実を設けて之れが逃避の手段を講じ、曾て己れ等が歎呼声裡に組織したる菩提会の果して何者のために作りたる団体なるかをさへ忘れ、遂には野心勃勃たる前田一流の徒に委して、野となり山となるも亦た与かり知らざるが如く、彼れの党与は此機を利用し幾多の姦計悪策を構じて、其囊裏を満たさんとし、計画意の如くならず。遂に今日の悲惨なる境遇に沈淪するに至りし者にして、之を外にしては我が仏教界に重大なる汚辱を被らしめ、之を内にしては仏頭糞を塗りて乃仏乃祖の恩徳を蔑視するに至れり。思ふて此に至れば、今の所謂方袍の徒は獅子身中の虫なり。今の所謂円顧は道義の攪乱者なり。其自ら称して三界の大導師と云ひ、為人度生慈教垂誨と云ふが如きは既に是れ僭越の沙汰なり。自家の醜をだに防ぐ能はずして、一世の侮辱と嘲笑とを買ひつゝも尚恬然として羞ぢざるが如きは、既に是れ木偶なり無神經なり。百千の経巻を転ずるも何かせん。百座の説法も放屁一発に価せざるなり。

洛西の畠原に伽藍は巍然として七堂備はり、末派は三千五百刹を有して東西本願寺に雁行するを得べく幾多の宗匠は各地に陣を張

りて、正法を挙揚し、学林は具備して各宗派のそれに模範となすに足るべく、其他宗派としての設備は整頓具備せるにも拘らず、纒かに十余万の寺班金紛失に驚き、之を法廷に訴へて其是非を決せんとし、全仏教界の汚辱をも顧みざる妙心寺派當事者の心事は云はずもかな、我が仏教各宗派の當路者が、事の此に出でざるに先だち、當初菩提会に加盟したるの責任に立帰り、惹ては御遺形の尊嚴を冒瀆するの恐れあるを顧念し、之れが救済に出すべきに、思ひきや対岸の火災視して傍觀の地位に立てり。嗚呼何等の冷酷、何等の無情ぞや、慈悲の衣を着し、忍辱の袈裟を搭したりと称する明治の仏弟子は果して斯くの如き者なりや。

前田の罪惡は自業自得なり、仏天の呵責なり、神人共に恕せざるべし。されど彼れ一姦僧の罪惡は累を菩提会に及ぼして、我が仏教全体の汚点に帰するを奈何せん。積等顧の罪惡は自縄自縛なり。関山国師大寂定中の鞭撻なり。されど彼れが今日の汚名は正法山幾千万年の醜体には非ざるか、三千の末寺一刹に參拾金を賦課すとせよ、拾万前後の黄金は之を寄するに難からず、參拾の阿堵物は之れ大黒尊天一夜の阿諂を買ふに過ぎざるなり。大黒尊天三千の阿諂を一回減却すれば、正法山百千万年の名譽を保有するを得べく、我が全仏教界の威嚴と御遺形の尊嚴は既に廻爛せんとしつゝある中にも、尚一分の汚点を減ずるを得べかりしに、惜むべし計の此に出づる者なく事遂に此に至らしむ。思ふに此の醜名何れの時か之れを拭ふを得んや。

吾人をして露骨に云はしめば現時の我が仏徒は、黄金を重んじて

大法を軽んじ、黄金のためには信仰の退不退を措いて問はざるの傾きあり。是れ洵に大なる誤謬にして、国民の信念が日に冷却衰萎するも亦爰に原因す。蓋し崇高偉大なる靈力は、かの恒河沙数の黄金も比すべき者に非ず。只だ崇高なる信念の凝集する所は即ち黄金の結晶する所なり。試みに耶蘇の徒を見よ、天理教の徒を見よ、彼等が信念の正邪は措いて問はず、只だ彼等が飽く迄も真面目にして、教役者たると信徒たるとを論ぜず猷身的に、其の勇猛不退の信念力は水火も亦辞せざるの概あり。此の熱烈なる鉄石の信念あり、故に彼等の一度企図したる事業は秩序井然として着々其歩武を進め、恰も水の地中に在りて行く所として通ぜざるなきが如く、其信仰の叫びは今や寒村僻隅にも響きて愚夫愚婦の同情を惹きつゝあるに非ずや、彼等は信仰の前には黄金を語らず、又黄金の貴きをも知らざるなり。故に黄金は信仰の結晶となり、期せずして自然に堆積し教勢は倍々拡張せられつゝあるなり。然るに翻て我が仏徒の行動は如何。其信仰を語るの前に胥ひ謀る所は何事ぞ即ち黄金なり。御遺形を奉迎し来るや其語る所は信仰にあらずして黄金なり。黄金多々弁ぜん欲して、信仰は一步は一步より冷却し、信仰歩々に冷却し去りて、黄金は爰に全く杜絶し両者一も其功を奏せず。遂には莊麗の殿堂、貴重法宝物をして一小俗吏の封印に托するの止を得ざるに至らしむ。是れ其の本を忘れて末に走り、其根を培養せずして猥りに其枝葉を艾除したるの罪過に非ざるはなし。今後の仏徒たるもの須らく是に警醒し、この覆轍に鑑みる所なくして可ならんや。

吾人は前田某一輩の徒に対し一点の恩怨なく、又彼れが如き俗僧の行動に関して貴重なる紙面を費すの雅量なし。されど彼れが這回の罪悪は累を我が仏教界の体面に及ぼし、全国幾百万信徒の信仰上に渺なからざる打撃を与へたることは事実なり。此汚辱と打撃とは、即ち我が仏教各宗派當路の無責任に原因する者にして、吾人は鼓を鳴らして其の過誤を責めざるべからず。然れども矢既に弦を離る又如何ともすべからず、只だ今後我が各宗派の徒が少しく此事件のために反省し悔悟し、此汚辱をして早晚払拭し去り、武勳赫々たる明治の聖世に、一新面目を樹つることに精進努力せんことを望て止まざるなり。若し夫れ妙心寺派の當路が、拾余万の阿堵物を称して本派の生命と云ひ、之を法廷に訴へるの一事に至りては爰に其是非を問ふを欲せず。只だ夫れ信仰と黄金孰れか優、孰れか劣、吾人は之を世の識者に問はんのみ。

●暹羅国王の東洋文学奨励 (明治38年2月15日 第一一九号)

英国のオックスフォード大学に於て故サー、エドウィン、アーノードの紀念として東洋文学奨励資金を募集するに就き、暹羅王は同資金中へ壹千円を寄付したる由なり。

●妙心寺負債一部の償却

妙心寺は夫の大橋銀行に対する債務に付き二回強制執行を受けしに頃日、濃尾両地の有志者角田証訓、高林玄宝両氏の仲裁に由り、其保証を以て債務額二万八千円の内五千円は去月下旬返済す、他の三千円は七月二十五日、二万円は十二月二十五日返済す

ることとして落着せりと。

●妙心寺派管長認可 (明治38年4月15日 第一二一号)

同派管長欠職の処、今回福岡県久留米市梅林寺住職東海猷禪老師大多數にて當選のことは前号に録したるが、去月二十二日内務省より就職認可ありたるに付き、顧問稲葉元厚師は右認可状を携へ、師の寓所建仁寺に到り拝請の式を終へ二十六日入山せられ、晋山式は迫て行ふ事に定められたりと。

●妙心寺事件の判決 (明治38年4月15日 第一二一号)

例の妙心寺事件は其後数回京都府地方裁判所に於て公判を開かれつゝありしが、遂に去月廿八日午前十一時の開廷にて一件被告人一同有罪の判決を受けたり。當日裁判長は成田判事、陪席は遠藤、富島の両判事にて伊藤検事、藤田書記等も列席し前田、積、片山、樺井、尾木、石田の各被告人及び三幣、林、本多、三浦の各弁護士もズラリと居列びて裁判長の言渡せる左の宣告文を聞けり。

被告前田誠節を重禁錮三年監視六月に、被告積等顧を重禁錮二年六月監視六月に、被告片山茂三郎、樺井保親を各重禁錮二年監視六月に、被告尾木久保を重禁錮三月罰金拾円に、被告石田尚徳を拘留六日に処す。

右の理由は各予審終結決定書の通りにして被告前田、積は拾万円に係る約束手形偽造行使せしものなるを以て、六年以上八年

以下の軽懲役に処すべきの処、情状酌量し一等を減じたるもの、又被告片山、樺井は壹万五千円に係る公正文書偽造行使にて同軽懲役に処すべきの処、是亦情状酌量し一等を減じたるもの、被告石田は罪証陰蔽罪にて重禁錮に処すべきの処、二等を減じたるもの又民事原告人(妙心寺)の請求は是を却下す。

當日各被告人は保釈中の事として、何れも前回出廷の時と違ひ稍元氣の色を表はして無罪の判決を予期したる如くなりしに、忽ち有罪の判決□□□□□□□□□□□□□□したるやうなり。尚各被告人は此判決に対し控訴の申立を為す由にて、又民事原告人の請求は却下となりしに就き、妙心寺は更に弁護士に託して民事訴訟を提起する筈なりと。

#### ▲大菩提会の改革 (明治38年5月15日 第一二二号)

種々の評判に包まれし大菩提会は、今回会長に妙法院の村田寂順師を推さん(副会長は従来通り日置黙仙師)とし、過日来各宗派代表の諸管長は同盟各管長を歴訪して意見を問へるに、何れも異議なく寂順師亦承諾したるを以て本部は依然名古屋に置き、事務所は妙法院内に置くこととし、去月十九日より実行したり。勿論規則も改正し勸奨、会計、庶務の三部を置きて夫々部長を選任せしよし。

#### ●妙心寺対銀行事件の落着その大体の条件は左の如し (明治

38年8月15日 第一二五号)

妙心寺より前田、積両人に対する刑事事件に付帯して、四十九、京都両銀行に係る公債証書返還請求の私訴は取下る事▲妙心寺は前田、積両人に由り拾万円債務の担保として両銀行が占有し居る公債証書取戻請求の権利を抛棄し、両銀行は金参万貳千円を妙心寺に交付する事▲妙心寺は右の対償として同寺より菩提会へ貸付の債権中金参万貳千円と其の利息をも無保証にて両銀行に譲渡す事▲両銀行は金拾万円に対する利息を請求せず、妙心寺は両銀行占有の公債証書全部の利札の返還を請求せざる事

此の外片山茂三郎への債務に就ても解決したるが、右等の件は目下久留米に帰錫中の東海管長へ報告の為、古川大航師出張中に付き其の報告済み次第発表する筈。

#### ●日暹会の成立 (明治38年9月15日 第一二六号)

同会は一時杉子爵を会長に仰ぎ、東浜間の豪商某々氏を幹事とし組織されんとしつゝありしが、都合により、此度弥よく久我侯爵を会長とし会の組織完成せしにつき、遠からずして発表の手續きに到るならんと云ふ。尤も此の事に關しては、日置黙仙師は曹洞宗管長の候補者をも辞退し猷身的に尽力され、為めに暹羅国駐在稲垣公使及び大隈伯爵の如きは非常に感動され、大いに同情を表し居られる由。

### ▲日蓮寺住職決定〔明治41年1月15日 第一五四号〕

尾州月見山日蓮寺は各宗派協有の仏骨を安置せるが、三十三年十一月尾州に動座以来、同寺住職は一年交代にて最初大阪天王寺吉田源応僧正當番を果たし、以後は一二の交代もありしが、有名無実に属し、曹洞宗の日置黙仙師は熱心に同寺務を取扱ふを以て、今回宗派協議を経て當分日蓮寺住職は日置黙仙師、副住職は比叡山延曆寺執行中村勝契二師に決定したりと。

### 仏骨の発見〔明治42年11月15日 第一七六号〕

印度国ベナレス市  
中央印度教大学内

織 田 恵 秀

回想すれば約十二年前、南英領印度国北端ネパール国境に於て、大聖釈尊の靈灰を発見せられ、英政府の厚意を以て或仏教国に恵与せられ、其一部は暹羅国を経て遂に我帝国に奉迎せり。現今名古屋市に安置せるもの即ち是なり、今や亦快報天の一角より来る、當英領印度及北端アフガニスタンとの国境付近ペシヤワラ市外に仏骨の発見是れなり、七月下旬在ボンベイ市大高敏之助君より、タイムス、フブ、インデヤ紙上にて仏骨発見の顛末を一目せりと快報に接し、是れを同室の畏友河、口、慧海師に話す、図らざりき其発掘主任官スプンナー博士は師の年来の親友なりとは、茲に於て師は博士に書寄せ且つ意見を提出せり。爾來印度諸新聞には本件の記事時々掲載せられ、又セイロン島及ビルマ国の如き仏教国に於ては為めに世論囂々たりと、聞く、而して未だ政府の如何に

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について（下）

決定せらる可きや方針を聞かず、若し各仏教国に分与せらるゝ時は我帝国の仏者は如何にして是れを奉迎すべきか。若し印度国内に安置せらるゝ時は或は方策を立し建議すべきやものなりや。是等の問題に對して、我帝国の僧侶諸師何事か画策あらんこと切望に堪へざるなり。一は釈尊に對する敬意なり、一は政府に對する義務なり、若し我が僧侶諸師が一度仏陀伽邪、鹿野苑、仏誕生地（ネパール国内）等の現状如何を想到せられなば、実に寒心に堪へざるものあらん。乞ふ、同心協力、各宗一致、以て仏恩に報ずる一大計画あらん事を。左に往復書翰及新聞を抄訳して各位の電覽に供す。

#### ○書翰の一

拝啓 久しき間一書拝呈せんと思ひつゝ、遂に今日に及び候段慚恥の至に存候、貴官は定めて御健勝の御事に存じ奉敬賀候、小衲に幸に健在に過ごし居申候、而して小衲は一書生として勉強に専心従事致居候、故に各畏友に對して失礼とは思ひながら久敷御無音の条不悪御高察願上候。

近頃友人の通信に依りて貴官はペシヤワラ付近に於て仏骨を御発見なされし趣、タイムス、フブ、インデヤ紙上に顕れし由承知仕候、就ては御差支なき限りは御発見の詳細及仏骨保存の方針御開示あらんことを懇望の至りに存候、吾人仏者は若し今回の靈骨が宗教的崇敬の神聖なる礼拝物にあらずして、単に古物として博物館内に陳列さるゝに於ては遺憾恐惶の至りに存候、茲に於て貴官の御高見を拝聴致度きは、如何に御処分相成る可きものにやの点

に御座候、若し設令ば日本の如き暹羅の如き仏教国に御贈与に相成候へば、仏徒は靈骨に対して敬虔以て奉仕するのみならず貴政府に対して大に感謝の意を表する事に存候。

前東福寺派執事現名古屋市木ヶ崎長母寺住職・田・恵・秀・師・近頃來印され同居致居候、師に於ても仏骨に対して尊崇の念を奉ぜらるゝのみならず、若し恵与さるゝに於ては大に歡喜欽慎以て奉仕を尽くさるゝ事に候。

冀ふ所は、御発見の詳細及靈骨は如何に御処分相成る可きや拝承仕度存候、然る上は我が同胞仏徒に報道可仕事に候、實に一統の者は大愉快を以て其報道を迎へる次第に有之候、先は御発見の勞を拝謝旁々右御依頼迄。 早々敬具。

七月二十八日 河 口 慧 海

博士デ、ビ、スプンナー殿

### ○書翰の二

拜復 去る七月二十八日の貴翰ベシヤワラより當シムラに廻送せられ、感謝を以て謹読仕候。

タイムス、ヲブ、インデヤ紙上に於て御一読相成候事實は、全然正確なる事に御座候、今回発見せし靈骨は迦膩色迦王(Kanishka)の安置なされし仏骨たる事に於ては総ての疑問を挿む余地之れなく、實に釈尊の遺骨たるは信するに余りありと可申事に候、迦膩色迦王親ら印度の古代式に依て最も宏大なる、最も壯麗なる窠塔婆(Stupa)を建設し、其中心の神聖なる内陣に奉安せられたる其塔は實に動かす可らざる証拠に候、特に玄奘三

蔵は西域記に瞿曇仏陀の靈骨に相違なきを記するに於てをやに候、仏骨たるや否に付きては合理的の疑は一も無之、真正たるものに候、小生に於ては今日まで印度に於て発見せられたるの中に於て、今回の発見を以て最も信ず可きものと断言するに躊躇せざる所に候、

印度政府は今回発見の仏骨を如何に処理可致やは小生承知不仕事に候、左れど其靈骨が博物館に骨董品と同じく陳列さるゝ如きことは毛頭是れなしと信じ申候、是の点に於て當古物調査局に於ては貴下と同意見に御座候、私かに小生の想像する所は、政府は多分各仏教国に分与せらるゝ事と存申候、乍然當問題は如何相成る可きや未だ確定不仕候。

尊師方在留の友人織田師は靈骨を奉仕せんとの御申出では厚志の事に存候、當問題は印度總督閣下に於て決せらる可きものに有之候、或は恐らくは英国皇帝陛下に於て御親裁に相成る可きやも難計候。

若し今回の発見に関する詳細なる正確なる事を知らんと御希望なれば、七月二十六日のパイオニヤ(Pioneer)新聞御一読可有之様申進候、元より政府へ小生の報告書印刷出来次第御劉覽に可供候、是の新聞と報告書とに依りて今回発見に関する文章を領事館の平田氏も、日本の某月刊雑誌に発見の報告を為さるゝやに承知致居候。

他はベナレス市に於る学業の自得成功あらんことを切望の至に御

座候。誠惶敬具。

八月七日　　デ、ビ、スプリンナー

河口慧海師猊下　侍右

○書翰の三

再啓　早速御返信に接し、御発見の仏骨は今日まで発見に相成候もの、内に於て最も確實なる趣拝承任り、特に歡喜の情に不堪、此の如き高尚なる有益の御発見被成下候、貴官並に現政府に對して、謹みて感謝の微表を表し候。

織田師に於ても貴古物調査官及英領印度政府と格別の厚志を以て、大聖釈尊の靈骨を御取扱被成下度事を深く赤誠より拝謝を申居られ候、世界の仏徒は総て感泣の情に打たれ居ることと信申候。

偕て小納は今回の御靈骨に對して、一処理案を貴官を経て政府に捧呈仕度候、元より日本、支那、西藏、暹羅、緬甸、錫蘭等の諸仏国に分与せらるゝに於ては滿腔の熱情を以て歡迎するは申すまでも無之事に存候、乍併若し仏骨を各仏教国に御分与さるゝに於ては當印度国の為めに一大損亡と被存候、印度史上に光彩を發揮せるもの、關係遺物をして他国に展転せしむる如きあらば、或は将来の一大恨事の原因かと存申候、今仏骨も其一例と存候、設令印度国内に現今仏教は存在致さず候とも、古來慈悲或は仁愛の教祖なりと信ぜらるゝ大聖釈尊の靈骨を他国に分与贈遣せらるゝは、如何なる事情の存するにもせよ、印度人は好まざるゝこと、存候、後日印度人が仏教の教理を識別或は釈尊の伝記を熟知する時

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について（下）

節到來せんか分与されし仏骨に對して、大に痛恨を感ずる事と信申候。

迦膩色迦 (Kanishka) 大帝は宗教的敬虔と信仰とを以て、大窣塔婆 (Stupa) 中に仏骨を奉安為され候、其當時二千年後の今日に其仏骨は発掘され、且之を他国へ送遣さるゝ如きは夢想だもなかりし事と存候、若し皇帝の在すあらば、必ずや再び母国内に奉安せん事を御希望為さるや一点の疑ひなき事と存候、此の如き貴重なる靈宝に對しては、沈思熟慮以て一処理案を捧呈するは適當なる所行と信じ申候。

上來陳述仕候理由及英政府は當印度国の為めに、常に物質上并に精神上の進歩繁栄を画策為され候令声の下に於て、小納は今回御發見に相成候仏骨は發見相成候其の眞の場所に於て適當なる堂宇を建築し其内に奉安されん事切望して止まざる次第に御座候。

かく被成下候に於ては如何に感じ易き印度人に致候ても、此の靈骨に對しても、又政府に對しても不平或は痛恨哀惜等の情を抱く事は毛頭生せざる事と被察候。

若し仏骨御分与に相成候暁は、我日本帝国民は元より歡迎奉仕するは疑を存せざる所に候、左れど今回御發見の靈骨は御發掘なされし眞の其場所に再び奉安されんことの一方案を小納が提供せしと聞かば、必ずや是の説を嘉納し太白を捧げて賛成する事と信申候、加ふるに其他の仏教国民に致し候ても、皆々大恩教主の御遺骨は神聖なる地内に再安置を希望するならんと存候。

貴官に於て此の發掘原地に再安置説を適當なる一案と御考へ相成

候節は、乍憚貴官より政府へ御伝達あらんこと奉希上候、右要用まで 敬具。

八月二十六日 河口 慧海

博士 スプリンナー殿

○書翰の四

前書の廻答及河口師近著英文西藏旅行談進呈に対する礼状を兼ねたるもの 付言

再復。貴著西藏旅行談（英文、原名「Three years in Tibet」）一部御惠贈被成下候御厚志難有受仕候、且又非常なる興味を以て拝読仕候、ベサント夫人が殿下に強求して出版せざるの止むを得ざるに到らしめられたるは、実に當を得たる所業と相信申候

殿下御提出の仏骨処分案は、小官より直に古物調査局総長官へ伝達仕り総長官より印度政府へ提出に相成申候、而して小官は未だ如何なる決定に相成候やは不存申候、小官一己としては若し現今の如く印度人民が非常なる熱心を以て今回発掘されたる仏骨は是非印度国内に奉安あらん事を希望致居候に不拘、他国へ分与贈遣せらるゝ事あらば一大喫驚可仕事と存居申候

先は殿下の健康と勉学上の愉快とを祈り、併せて再び趣味深き書籍の御贈与御礼申上候。不具

九月十六日 ビー スプリンナー

河口慧海師殿下

●奉安塔建立協議会〔明治45年1月15日 第二〇二号〕

旧臘五日、京都市大仏妙法院にて釈尊御遺形奉安塔を名古屋市日暹寺に建築せんとする件につき仏教各宗派協議会を開催せられたり。会長日置黙仙師は暹羅皇帝の戴冠式に参列し不在中なるを以て、副会長曼殊院門跡中村勝契師代りて諸般の説明を為せり。その要を聞くに、石造塔として工費拾八万五千円を明年より三ヶ年の継続事業として、各宗一ヶ寺参円宛の割りに負担せられたしといふにあり。

●暹羅皇室と日本仏教徒〔大正2年2月15日 第二一五号〕

去月十七日午前十時、名古屋市覚王山日暹寺に於て暹羅皇帝よりの記念品頒与式並に大法要を執行せり。参列者本堂の内外に充ち、暹羅皇帝陛下の御名代として本邦駐劄同国公使を初め吉田全権公使、中山前新嘉坡領事、斯波宗教局長代理潮内務書記官、坂本名古屋市長以下参列、僧侶側にては天台宗座主不二門智光師以下各管長任職等四十余名列席したり。定刻十時に至るや先づ暹羅国先帝の奉悼法要を行ひ、次で暹羅現皇帝の祝寿法要あり。終つて暹羅皇帝戴冠式記念品の授与式を執行し、同皇帝戴冠式記念品の授与式を執行し、同皇帝戴冠式當時賀状を捧呈せし大谷派本願寺外二十人の宗派管長に銀製香炉一個宛又名古屋市長に銀製巻簾入一個を頒与し、潮書記官の祝辞に次で永平寺管長代理の発声にて暹羅皇帝陛下の万歳及び天皇陛下の万歳を三唱し、之にて一同休憩所に入り午後三時より更に仏骨奉迎以来遷化したる各宗管長



の追弔法要を行ひて五時全く式を終れりと。

● 仏骨奉安塔と各宗派

仏教各宗派の事業として、名古屋日暹寺に仏骨塔を建設すべく昨年一月妙法院に於いて各宗委員会合の席上議決され、各寺一円づゝの寄付金を差出すべく申合したるが、日暹寺住職日置黙仙師は此程来京して各宗本山寺務所を訪問し、右決議に基く寄付金支出の勧誘方に就いて交渉を試みつゝありと云ふ。

● 釈尊遺形奉安塔の建設〔大正3年2月15日 第二二七号〕

名古屋東郊覚王山日暹寺にては、曩に暹羅国先帝陛下より御分与ありたる仏骨を安置するため、境内に印度ガンダラ式石塔を建設することゝし伊藤工学博士の手にて設計中の処、此程完成したれば愈々二月十五日の涅槃日を卜し盛大なる地鎮祭を挙行すべしと。